

(平成27年度)

令和7年度 (変更第1回)

県営土地改良事業計画概要書

(たん水防除事業)

しんてんぱく
新天白地区

【県営土地改良事業計画の変更事項】

○変更の内容

事業費の変更

(単位：千円)

変更前	変更後	増 減
1,600,000	2,751,000	1,151,000

○変更を必要とする理由

事業費の変更

事業着手後の地質調査の結果、樋管基礎に地震時の液状化対策を講じる必要が生じたため、樋管工事が長期間にわたることとなり、仮設樋管が必要になるなど、大幅な仮設計画の変更により事業費が増額となった。

また、想定外の地中構造物等により、排水施設建設の際の仮設鋼矢板が一般的な打設工法での施工が困難となり、硬質地盤対応型の打設工法に変更したことにより事業費が増額となった。

目 次

【Ⅰ】土地改良事業計画の概要	1
第1章 目 的	1
第1節 事業の種類	1
第2節 事業の目的	1
第3節 関係地積	1
第2章 地域の所在及び現況	1
第1節 地 域	1
第2節 地 積	1
第3節 現 況	2
第3章 基本計画	3
第1節 農業用排水施設整備（用水）	3
第2節 農業用排水施設整備（排水）	3
第3節 区画整理	3
第4節 暗きょ排水	3
第5節 環境配慮	3
第4章 工事又は管理の要領	4
第1節 工 事	4
第2節 管理の要領	4
第5章 換地の要領	4
第6章 費用の概算	4
第7章 効 用	5
第8章 他の事業との関係	5
第9章 計画概要図	5
【Ⅱ】県営土地改良事業によって造成される 土地改良施設の予定管理方法	8
【Ⅲ】県営土地改良事業（新天白地区）における事業費及び事務的 経費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準	9

【Ⅰ】 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節 事業の種類

県営たん水防除事業

排水（土地改良法第2条第2項第1号の農業用排水施設整備）

第2節 事業の目的

本地区は愛知県の南部に位置し、田原市に属している。北側は三河湾、西側は天白川および県道423号線、東側は国道259号（田原街道）に挟まれた低平地であり、流域面積は313.2haである。排水系統は、地区内に設置された前田排水路より、渥美第2排水機場・小新田排水機場・天白排水機場および菱池排水樋門・小新田排水樋門を経て天白川に排水している。

農地は、畑主体の農業が営まれており、大都市近郊という立地条件を生かして、キャベツ・メロン・電照菊等が盛んである。

本地区は地区内開発に伴う地目変化により、流出量が増加傾向にある。また、昭和43年～昭和63年に建設された排水機場は、設置から26年～46年が経過していることから、老朽化に伴う排水能力の低下が見られる。このため、湛水被害が度々発生している状況にある。更に、既存の排水機場は、大規模な地震が発生した場合、施設の損傷に伴う排水機能の低下、喪失による湛水被害が懸念されるため、農地・農作物・農業施設・一般施設等に多大な被害を及ぼす恐れがある。

従って本事業において、排水機場を更新することにより湛水被害を防除し、農業経営の合理化、民生の安定を図ることを目的とする。

第3節 関係地積

(単位：ha)

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	14.2	12.2	—	26.4	—	—	4.6	31.0
計画	14.2	12.2	—	26.4	—	—	4.6	31.0

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地 域

愛知県田原市中山町地内

第2節 地 積

((平成26年10月現在))

(令和 6年10月現在)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	原野 (ha)	山林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備考
愛知県田原市	14.2	12.2	—	—	4.6	31.0	
計	14.2	12.2	—	—	4.6	31.0	

第3節 現 況

(1) 地域及び土質等

(15.7)

(1,647)

気象は年平均気温16.4℃で、年平均降水量約1,642mm、降雪はほとんどない。温和な気象条件に恵まれた地域である。地質は洪積層の肥沃な土壌である。

(2) 水利状況

①用水状況

本地区は、豊川用水 伊良湖支線、向山支線により導水しかんがいが行われている。

②排水状況

排水は、地区中央部を流れる前田排水路により流下し、渥美第2排水機場、小新田排水機場、天白排水機場および菱池排水樋門・小新田排水樋門を経て天白川に排水されている。

(3) 道路状況

西側は県道423号線、東側は国道259号（田原街道）に挟まれ中央部を県道421号線が横過している。いずれの県道も渥美半島を縦貫する国道259号線に通じ交通の便は良い。

(4) 営農状況

農地は、畑主体の農業が営まれており、大都市近郊という立地条件を生かして、キャベツ・メロン・電照菊等が盛んである。

地区北西部の低平地には田園地帯が広がり稲作が盛んである。

(5) 地域環境の概況

本地区は、渥美半島の先端に位置しており、古くから農地開発が進められてきた低平地で、海岸は福江漁港として発展しており、固有の動植物相が形成されている。また、本地区は平坦な農業地帯であり、優良農地の確保とともに貴重な田園環境が保たれている。

第3章 基本計画

本事業の受益面積は31.0haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	その他	計	流域面積
農業用排水施設整備(排水)	14.2	12.2	4.6	31.0	313.2

第1節 農業用排水施設整備（用水）

該当なし

第2節 農業用排水施設整備（排水）

本地域では、地区内開発による流出量の増加、および耐用年数経過による排水機場の機能低下により、近年排水状況が悪化し、年々湛水被害が顕在化している。よって、早急に排水機場の改修を行うことによる排水対策を講じ、湛水被害を未然に防止し、農業経営と民生の安定を図る。

第3節 区画整理

該当なし

第4節 暗きょ排水

該当なし

第5節 環境配慮

機場周辺には魚類等が生息しているため、施工時に影響があれば近隣の排水路等に移動し保護すると共に、工事現場へ近づかないようネットを張る等の対策を行う。また沈砂池を設ける等の濁水防止対策、低振動・低騒音・排出ガス対策工法を採用する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工 事

工事は、県営たん水防除事業 新天白地区として、

○排水機場および排水樋門 1 機場

- ・新天白排水機場（新規）
φ 1350×2台
φ 800×1台
(B3. 0m)
- ・新天白排水樋門（改修）
B4. 0m × H2. 0m 2門

を施工する。

予定工期

着手 平成27年度

(平成33年度)

完了 令和11年度（予定）

第2節 管理の要領

県営たん水防除事業 新天白地区により造成された土地改良施設は、田原市が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合計
農業用排水施設整備(排水)	(1, 600, 000) 千円 2, 751, 000	(114, 000) 千円 145, 800	(1, 714, 000) 千円 2, 896, 800
合計	(1, 600, 000) 千円 2, 751, 000	(114, 000) 千円 145, 800	(1, 714, 000) 千円 2, 896, 800

(平成26年度)

(8)

(令和6年度単価。消費税については10%で算定。但し、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号（設）農林水産省農村振興局長通知により定められた事務費、工事雑費。

第7章 効 用

区 分 効果名	年総効果 (便益)額	年増加農業 所得額	備 考
作物生産効果	(68,610) 51,342 千円	(73,078) 51,378 千円	排水機場の改修による作物生産の被害防止
災害防止効果 (農業関係資産)	15,793 千円	(15,793) 2,319 千円	排水機場の改修による農業施設の被害防止
災害防止効果 (一般資産)	(142,398) 298,021 千円	— 千円	排水機場の改修による一般資産の被害防止
災害防止効果 (公共資産)	276 千円	— 千円	排水機場の改修による公共資産の被害防止
維持管理費節減効果	(-5,541) -5,513 千円	(-1,155) 216 千円	排水機場の改修による施設の維持管理費の増減
国産農産物 安定供給効果	(-) 4,462 千円	- 千円	
計	(221,536) 千円 364,381 千円	(87,716) 千円 53,913 千円	総便益額 (4,657,409) 11,883,058 千円

(参考)

	(1,344,587)
① 当 該 事 業 に よ る 費 用 :	3,266,378 千円
	(811,239)
② その他費用 (関連事業費、再整備費等) :	996,529 千円
	(2,155,826)
③ 総 費 用 (現 在 価 値 化) (① + ②) :	4,262,907 千円
④ 年 償 還 額 :	— 千円
	(221,536)
⑤ 年 総 効 果 (便 益) 額 :	364,381 千円
	(455,011)
⑥ 現 況 年 総 農 業 所 得 額 :	108,511 千円
	(87,716)
⑦ 年 増 加 農 業 所 得 額 :	53,913 千円
	(4,657,409)
⑧ 総 便 益 額 (現 在 価 値 化) :	11,883,058 千円
	(47)
評 価 期 間 :	55 年
割 引 率 :	0.04
	(2.16)

$$\text{総費用総便益比} = ⑧ \div ③ = 2.78 > 1.0$$

$$\text{総所得償還率} = ④ \div ⑥ = -$$

$$\text{増加所得償還率} = ④ \div ⑦ = -$$

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

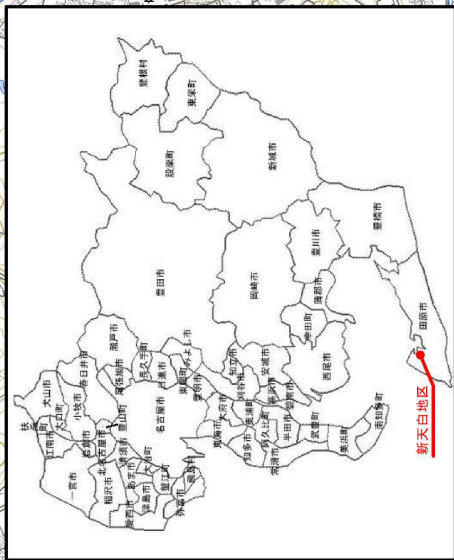
別添 計画概要図のとおり

変更後

縮尺 1/25,000

たん水防除事業 新天白地区 計画一般平面図

所在地：愛知県田原市



凡	排水区域	受益区域	排水機場 (新設)	排水機場 (既設)	排水樋門 (新設)	排水樋門 (既設)	排水樋門 (改修)	排水樋門 (モーター)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

新天白排水機場 (新設)
横軸鉛流φ1350×E165kw×2台
横軸鉛流φ800×H65kw×1台
Q=9.40m³/s

小野田排水機場 (既設・廃止)
チューブラφ600×H45kw×1台
Q=0.82 m³/s

小野田排水樋門 (既設・廃止)
R C 渠 4m×H2.0m×2門
B 1.0m×H2.0m×1門

新天白排水樋門 (改修)
R C 渠 3.4m×H2.0m×2門

天白排水機場 (既設・廃止)
横軸鉛流φ1650×E250ps×1台
Q=4.45 m³/s

瀬尾第2排水機場 (既設・廃止)
横軸鉛流φ1100×E115ps×1台
Q=1.69 m³/s

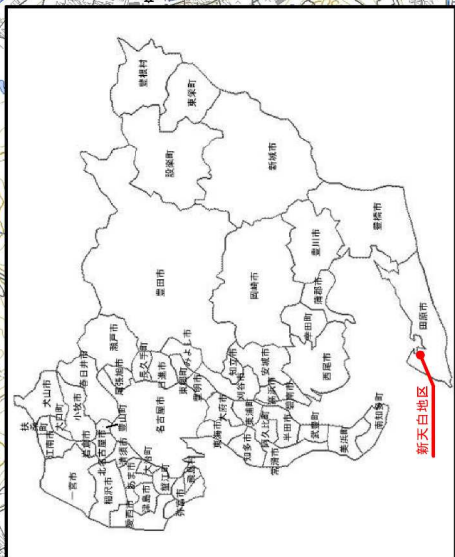


変更前

縮尺 1/25,000

たん水防除事業 新天白地区 計画一般平面図

所在地：愛知県田原市



凡	排水区域	受益区域	排水機場 (新設)	排水機場 (既設)	排水樋門 (新設)	排水樋門 (既設)	排水樋門 (改修)	排水樋門 (モーター)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

新天白排水機場 (新設)
機軸軸流φ1350×E145kw×2台
機軸軸流φ800×H50kw×1台
Q=9.40m³/s

小野田排水機場 (既設・廃止)
チューブラφ600×H45kw×1台
Q=0.82 m³/s

小野田排水樋門 (既設・廃止)
P C 流 4m×H2.0m×2門
B 1.0m×H2.0m×1門

新天白排水樋門 (改修)
P C 流 3.0m×H2.0m×2門

天白排水機場 (既設・廃止)
機軸軸流φ1650×E250ps×1台
Q=4.45 m³/s

瀬尾第2排水機場 (既設・廃止)
機軸軸流φ1100×E115ps×1台
Q=1.69 m³/s



【Ⅱ】 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

田原市

2. 管理すべき施設の種類

- ・ 新天白排水機場 $\phi 1350 \times 2$ 台
 $\phi 800 \times 1$ 台
(B3.0)
- ・ 新天白排水樋門 $B4.0m \times H2.0m$ 2門

3. 排水に関する事項

管理者の定める規程による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

年間管理費 約 5,592 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

【Ⅲ】 県営土地改良事業（新天白地区）における事業費及び事務的経費の負担区分
の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(1,714,000)
費用	2,896,800 千円
	(1,600,000)
事業費 ^{※1)}	2,751,000 千円
	(114,000)
事務的経費 ^{※2)}	145,800 千円

(平成26年度) (8)

(令和 6年度単価。消費税については10 %で算定。但し、物価変動により将来変動
することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号（設）農林水産省
農村振興局長通知により定められた事務費、工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位：%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
事業費	50	35	15	－	
事務的経費	－	100	－	－	

3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の田原市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下、
「法」という。）第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として
これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担金の予定基準

該当なし

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する
者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日
（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の 属する年度
の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定
する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため、所有権の移転等（所
有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移
転をいう。以下同じ。）をした場合、又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該
土地を目的外用途にするため所有者の移転等を受けて、目的外用途にした場合を除く。）
には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。